

令和8年度 車庫内事故防止装置導入促進助成金の 手続きについて

1. 助成対象期間

令和8年3月1日から令和9年2月末日までに装着及び支払い・リース契約、割賦販売契約が完了し、令和9年3月5日(必着)までに実績報告書が届いたものとします。

* 助成額については、1,000円未満切り捨てとなります。

* 助成対象額には、送料、消費税、クーポンやポイントで支払った額は含まれません。

2. 助成対象となる装置等(詳細は要綱の別表をご確認ください)

| 装置名 | 導入条件 |
|-----------|--|
| 車庫内事故防止装置 | ①バッテリー盗難防止ボルトナット ②車庫内防犯カメラ ③車庫出入口ブザー など ※デジタルタコグラフ、ドライブレコーダーに付随する機器は除く。 |

3. 申請期間

◎導入後申請、導入前申請の受付は、令和9年1月15日又は予算に達するまでとなります。

令和9年1月15日に予算に達していない場合は、申請受付を継続します。

ただし、期間内であっても予算に達した場合は受付を終了します。

12月～2月末日に導入予定の場合には、お早めに**様式2** 導入前申請書をご提出いただき、予算の確保をお願いします。

◎導入前申請後の実績報告書の提出期限については、令和9年3月5日(必着)となります。